

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、大学の使命・目的に即して自主的に自己点検・評価を行い、教育研究活動の改善・向上に結びつけるため、以下のように仕組みが整備され、実施されている。

本学の自己点検・評価活動は、「自己点検・評価に関する規則」に基づき、学校経営委員会（理事会に相当）の下に「自己点検・評価委員会」を組織して実施されている。また、自己点検・評価は、毎回事業委員会が定める自己点検・評価項目（自己点検・評価基準）に基づき行われている。

2017（平成 29）年度の自己点検・評価委員会は委員 8 名で構成されている。委員の構成内訳は、規則に基づき、学校経営委員長（理事長に相当）が委員長を兼ね、他に教員委員 5 名（副学長、研究科長、副研究科長、学生部長、教務部長）、職員委員 1 名（事務局長）、学外委員 1 名が選出されている。

なお本学は自己点検・評価の過程において第三者の観点による評価を重視しており、委員に「学外の専門家」を加えるよう規程にも定めている（自己点検・評価規則第 4 条第 1 項）。具体的には毎回事業の弁護士に委嘱し、学外者の観点から、また、法律専門家の観点からの意見を取り入れ、自己点検・評価活動の客観性を担保している。

【根拠資料】

4-1-1 自己点検・評価に関する規則

4-1-2 自己点検・評価委員名簿

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

前述した体制に基づく自己点検・評価の結果、改善が必要と指摘された事項については、学校経営委員会及び学長等に対して、改善に努める義務が課される（自己点検・評価規則第 11 条の 3 第 2 項）。

また、実際の改善に向けた取組みについては、その改善内容によって研究科委員会（教授会）及び専門委員会において検討・審議され、実行に移されている。

過去の自己点検・評価の過程で改善が必要とされた例としては、使命・目的の改訂、3 つのポリシーの策定や明確化が挙げられる。これらは、自己点検・評価時の意見に基づき、研究科委員会（教授会）及び学校経営委員会で審議され、実際に改訂や新規策定が行われた。

【根拠資料】

4-1-3 2013年度第3回研究科委員会議事録（使命・目的等の改訂）

4-1-4 2013年度第4回学校経営委員会委員会議事録（同上）

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学では、開学から最初の認証評価を受ける2009（平成21）年度まで毎年度自己点検・評価を行うことを規則に定め、これに従って自己点検・評価を実施した。2013（平成25）年度以降、本学は専門職大学院1専攻のみを置く大学院大学となっており、大学機関別認証評価、専門職大学院認証評価の双方の受審が義務付けられているため、その都度、全学を対象として自己点検・評価を実施する必要がある。現在は、2つの認証評価を交互に、ほぼ3年に1回の頻度で受審するサイクルとなっていることから、これに合わせる形で自己点検・評価を実施している。認証評価制度の趣旨上、これら2つの認証評価はそれぞれ評価基準上で重視する点が異なるため、この周期で自己点検・評価を行うことで、よりきめ細かい評価と改善に繋がられている。

これまでの実施状況は以下の通りであり、今回の自己点検・評価の後には、2019（平成31）年度に受審する専門職大学院認証評価に合わせて前年度に自己点検・評価を実施することが予定されている。以上のことから、おおむね適切な周期で定期的な自己点検・評価が行われていると判断する。

[自己点検・評価実施状況（大学院を対象としたもの）]

実施年度	備考
2005年度	大学院開設年度
2006年度	
2008年度	2009年度 専門職大学院部門別認証評価受審
2009～2010年度	2010年度 大学機関別認証評価受審
2013年度	2014年度 専門職大学院部門別認証評価受審（2回目）
2016～2017年度	2017年度 大学機関別認証評価受審（2回目）

※2007年度は学部を主な対象として自己点検・評価を行った

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は専門職大学院のみを置く大学であるため、一般的な大学よりも認証評価を受けるべき回数が多く、外部からの評価を受ける機会も多く得ることができているが、その分形式的なものにならないよう留意し、今後も全学的な取り組みとして、各回の自己点検・評価を進めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は 1 研究科のみの小規模な大学院大学であるため、IR を専門に担当する部署は置いていないが、各部署・担当者の保有する情報を総務部担当職員が集約し、研究科委員会（教授会）や学校経営委員会で随時報告している。自己点検・評価に当たっても、これらの情報をもとに客観的な数字を示しての評価が行われており、エビデンスに基づき、透明性のある自己点検・評価が行われていると判断する。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

前述の通り、IR を専門に担当する部署等は置いていないが、各部署の保有する情報を総務部担当職員が集約しており、組織全体も小規模であることから、おおむね十分な調査・データ収集が行われている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学の過去の自己点検・評価報告書は全てウェブサイトに掲載し、広く社会に公開している。また、自己点検・評価の状況や認証評価の状況は、研究科委員会（教授会）及び学校経営委員会で都度報告され、教職員にも共有されている。

【根拠資料】

4-2-1 本学ウェブサイト（点検・評価）

4-2-2 2014 年度第 1 回研究科委員会議事録

4-2-3 2014 年度第 10 回研究科委員会議事録

4-2-4 2014 年度第 10 回学校経営委員会議事録

4-2-5 2017 年度第 1 回研究科委員会議事録

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

客観的な数字等に基づく自己点検・評価が行われ、自己点検・評価報告書の公表や学内共有も適切に行われているが、今後は、自己点検・評価をより実質化するため、データの収集や分析に関する担当職員の能力向上を図る。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

4-1-②で述べた通り、本学の自己点検・評価の制度設計上、自己点検・評価で改善が必要と指摘された事項については、学校経営委員会及び学長等に対して、改善に努める義務が課される（自己点検・評価規則第 11 条の 3 第 2 項）。実際の改善に向けた取組みについては、その内容によって、研究科委員会（教授会）及び専門委員会において検討・審議されることとなる。

本学はこれまでに認証評価を 3 回受けているが、これらの自己点検・評価結果及び認証評価結果は、いずれも学校経営委員会、研究科委員会に報告され、速やかな改善に向けた検討及び対応が行われている。即時の対応が難しい案件についても段階的に改善が図られており、結果の活用のためのサイクルが機能していると判断する。過去の認証評価での指摘事項及び対応状況は以下の通りである。

経営系専門職大学院認証評価（財団法人大学基準協会） 2009（平成 21）年度受審

勧告事項	対応状況
①教員の年齢構成	<p>大学院の開設当初に実績ある著名な教員を多数招聘したことから、専任教員の年齢構成が高齢に偏っており、教育研究活動の継続性に懸念が生じているとの指摘を受けて、翌年度より専任教員の構成の大幅な見直しに着手した。</p> <p>なお、評価を受けた 2009（平成 21）年度当時の専任教員 16 名の平均年齢は 68.6 歳（内訳は 80 歳代 1 名、70 歳代 10 名、60 歳代 0 名、50 歳代 4 名、40 歳代 0 名、30 歳代 1 名）であった。</p> <p>2017（平成 25）年 5 月 1 日時点で、専任教員 13 名の平均年齢は 50.5 歳（内訳は 60 歳代 4 名、50 歳代 3 名、40 歳代 2 名、30 歳代 4 名）となっている。</p>
②定員管理	<p>大学院開設から 2009（平成 21）年度まで 5 年間の入学定員充足率平均が 0.43 と恒常的に入学者を確保できておらず、同年度の入学者数は定員 60 名のところ 13 名、収容定員充足率 0.3 まで低下していたことに対する指摘であった。</p> <p>これに対しては、2009（平成 21）年度中に研究科委員会（教授会）のもとに学生募集強化委員会を立ち上げて協議を行い、翌年度より新たに租税法分野の修士論文指導を開始し、税理士志望者を主眼とした特別入試を実施するなどの対策を講じた。</p> <p>その結果、2010（平成 22）年度以降 7 年間の入学者数平均は</p>

	59.6 名、入学定員充足率平均は 0.99、収容定員充足率平均は 1.11 と、継続して一定の入学者数を確保している。
③研究環境の整備	専任教員の研究室として共同研究室のみを設置していたところ、全員に専用席を付与した形式の研究室を新たに設置するなど一定の対策を講じている。
④図書の整備	<p>会計専門職業人の育成を図るという観点から、図書館の蔵書が質・量ともに不十分であるという指摘であった。翌年度より図書館委員会による蔵書選定・購入等の体制を整備し、2010（平成 22）年度からの論文指導の拡充に合わせた定期購読誌の充実、教員・学生のリクエストや教員アンケート等による蔵書の充実を図っている。蔵書の状況は以下の通りである。</p> <p>2009（平成 21）年 蔵書数：28,213 冊 （※この時は学部と共用の図書館であり、大学院のみの蔵書数）</p> <p>2013（平成 25）年 蔵書数：26,846 冊、定期購読誌 38 種 （※前年度末の学部廃止により蔵書整理を行い、蔵書数は減少）</p> <p>2016（平成 28）年 蔵書数：27,908 冊、定期購読誌 31 種</p> <p>2017（平成 29）年 蔵書数：28,376 冊、定期購読誌 31 種</p>
⑤法令等の遵守 （自治体との協定）	<p>構造改革特区の認定自治体である千代田区と学校設置会社の協定書において「毎決算期毎に公認会計士又は監査法人による監査を受ける」ことを定めているが、2009（平成 21）年 3 月期決算においては、個人の公認会計士による「合意された手続実施結果報告書」に変更し、このことについて自治体と協議中であったことに対する指摘であった。</p> <p>翌年度 2010（平成 22）年度決算分以降は毎年、協定書の定めに従い監査法人による監査を実施し、自治体への報告を行っている。</p>

大学機関別認証評価（独立行政法人大学評価・学位授与機構）2010（平成 22）年度受審

満たしていないとされた基準	対応状況
①教員及び教育支援者 （必修科目を担当する専任教員の不足）	<p>前年 2009（平成 21）年度の認証評価結果を受けて、本学は専任教員構成を大幅に見直し、高齢の専任教員は退任した。しかしながら、評価結果の判明時点で翌 2010（平成 22）年度の科目担当者はほぼ決定しており、学生への不利益を避けるため、移行措置として 2010（平成 22）年度に限り当初の予定通りに退任した専任教員が特任教員として主要科目を担当した。このため、必修科目 9 科目のうち 8 科目を専任の教授・准教授以外が担当する状態になっていたことによる指摘であり、翌年度以</p>

	<p>降は解消されている。</p> <p>2017（平成 25）年 5 月 1 日時点で、全コース共通の必修科目 10 科目のうち 6 科目、コース別の必修科目を含めれば 19 科目のうち 15 科目を専任の教授・准教授が担当している。</p>
②施設・設備 （教員の研究環境の整備）	<p>前述の通り、専任教員研究室として共同研究室のみを設置していたところ、全員に専用席を付与した個別研究室を設置するなど一定の対策を講じている。</p>
③財務 （自治体との協定）	<p>2009（平成 21）年度の専門職大学院認証評価での勧告事項⑤の案件について、本評価の受審時にも自治体との協議が継続中であつたことによる指摘であつた。前述の通り、2010（平成 22）年度決算分より毎年、協定書に基づいて監査法人による監査を実施し、自治体への報告を行っている。</p>

※2010（平成 22）年度時点では学部（総合キャリア学部）が存続していたが、前年に学生募集停止を決定していたため、文部科学省及び認証評価機関と協議の上、大学院（高度専門職研究科）を主たる対象として機関別認証評価を受審した。

経営系専門職大学院認証評価（財団法人大学基準協会） 2014（平成 26）年度受審

勧告事項	対応状況
①単位認定 （一部科目での授業時間不足、シラバス内容との相違）	<p>論文指導科目の中で、文献調査等のため必ずしも履修者全員が授業開始から終了まで 90 分間教室内に在室していない場合があり、シラバスの記述に沿っていない点があつたことに対する指摘であつた。</p> <p>次年度より、個々の学生への指導が重要となるという科目特性を考慮した上でシラバスを改訂し、90 分間の授業時間を確保するよう改善策を講じた。</p>
②教員組織 （教員組織の再編不十分、授業・学務負担の不均衡）	<p>1 点目は、2009（平成 21）年度認証評価での指摘対象となつた 70 歳代以上の専任教員のうち数名が 2014（平成 26）年度も兼任教員として授業担当を継続していたことに対する指摘。2017（平成 29）年 5 月の時点で該当する教員は 2 名（うち 1 名は本年度前期末をもって退任予定）のみであり、実質的な教員組織の再編が進んでいる。</p> <p><兼任教員の構成の推移></p> <p>2010（平成 22）年度 兼任教員 28 名中、該当する教員 11 名 2014（平成 26）年度 兼任教員 15 名中、該当する教員 4 名 2017（平成 29）年度 兼任教員 17 名中、該当する教員 2 名</p> <p>2 点目の、専任教員の担当コマ数や学務負担等に不均衡があり、担当コマ数の少ない一部教員には専任としての実態があると認められないとの指摘については、実務家教員が多いという本学</p>

	の特性を踏まえて可能な限り平準化を行っており、2017（平成29）年度時点では、授業・学務共に著しく担当の少ない教員はいない。
③入学者選抜 （判定基準の不備）	2-1-②で記載した通り、不備を指摘された例外的制度（面接試験の点数だけでなく面接担当者の所見を考慮して、選考部会で協議した上で合否を決定することができる）については廃止し、全体的に判定基準の見直しを行った。

【根拠資料】

- 4-3-1 自己点検・評価に関する規則
- 4-3-2 本学ウェブサイト（点検・評価）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価及び認証評価の結果はおおむね実際の改善に繋がっており、結果活用サイクルが機能しているといえるが、着手されたものの部分的な改善にとどまっている事項について、さらなる改善の可否を検討し、改善を進める。

【基準4の自己評価】

本学は、学内の自己点検・評価委員会規則に基づいて、また、2つの認証評価受審のサイクルも考慮して、ほぼ3年に一度以内の周期で自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、学校経営委員長（理事長に相当）が委員長となり、教員委員、職員委員のほかに、第三者の観点による評価を行うために「学外の専門家」を選任するよう定めている。また、自己点検・評価の結果、改善が必要と指摘された事項については、学校経営委員会及び学長等に対して、改善に努める義務が課される。

この自己点検・評価に基づいて受審する認証評価においては、本学は様々な指摘を受けているが、指摘を受けた事項については研究科委員会（教授会）や学校経営委員会に報告され、対応策が審議され実際の改善に繋がっている。それは今回の自己点検・評価においても同様であり、自己点検・評価の過程で様々な課題や改善点が洗い出され、まず自己点検・評価委員間で共有された。これらの課題・改善点については、本自己点検評価書の各基準の改善・向上方策及び自己評価に記載されており、今後、研究科委員会及び学校経営委員会に報告され、その決定に基づいて、各専門委員会等において改善のための具体的施策を検討していくことになる。